

令和5年1月30日以降のイベントの開催制限等について（概要）

令和5年1月30日以降のイベント開催については、開催の目安等を以下のとおりとする。

詳細については、令和5年1月27日付内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（以下「国事務連絡」という。）の「1. イベントの開催制限（3）その他の都道府県」に係る記載を参照。

1 感染防止安全計画の策定について

以下の事項について、関係団体等に周知すること。

感染防止安全計画の概要等については、令和5年1月27日付内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡「イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その9）」を参照。

- (1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントを開催する場合には、別添の様式1「感染防止安全計画」をイベント開催の2週間前までに、県へ提出すること。
全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの開催にかかる県への事前相談は不要とする。
- (2) 感染防止安全計画を策定しないイベントについては、別添の様式2「イベント開催時のチェックリスト」を作成し、HP等で公表するとともに、イベント終了日から1年間保管すること（県への提出は不要）。
- (3) 感染防止安全計画を策定したイベントについては、開催後1か月以内に別添の様式3「イベント結果報告書」を県へ提出すること。
ただし、問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合には、直ちに結果報告書を提出すること。

2 イベント開催制限の目安

- (1) 感染防止安全計画を策定し、県の確認を受けた場合
人数上限は収容定員まで、かつ収容率の上限を100%とする。
※「大声あり」のイベントについて、（感染防止安全計画の策定等による基本的な感染対策の実施を前提に）収容率上限を50%とする制限を廃止
- (2) 感染防止安全計画を策定しない場合
人数上限は、5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方とする。
収容率の上限は、100%とする。
※「大声あり」のイベントについて、（感染防止安全計画の策定等による基本的な感染対策の実施を前提に）収容率上限を50%とする制限を廃止

(3) イベント開催制限の目安表

	感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超かつ収容率50%超)	感染防止安全計画を策定しない場合 (県への事前相談は不要)
人数上限 (注)	収容定員まで	5,000人又は収容定員50% のいずれか大きい方
収容率 (注)	<u>100%</u>	<u>100%</u>
条件	<ul style="list-style-type: none">・「感染防止安全計画」(様式1)を策定し、イベント開催2週間前までに提出。・イベント終了後1か月以内に「結果報告書」(様式3)を提出。	<ul style="list-style-type: none">・「感染防止策チェックリスト」(様式2)を作成・HP等で公表し、イベント終了日から1年間保管。・問題が発生した場合は、「結果報告書」(様式3)を提出。

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たすこと)

3 その他の留意事項

- ・ 国事務連絡の別紙2に示す、「イベント開催等における必要な感染防止策」の取組などを実施するよう、関係団体等に周知すること。